令和５年度　地域別最低賃金の改定に係る答申に付された主な要望事項

	都道府県名	助成金等の支援策（※1）	下請取引の適正化・価格転嫁に向けた環境整備	官公需(※2)における取引条件の改善	税・社会保険料の減免	就業調整の原因となる税・社会保険制度の見直し
1	北海道	○	○	○		○
2	青　森	○	○			
3	岩　手	○	○	○	○	○
4	宮　城	○	○		○	
5	秋　田					
6	山　形	○	○		○	
7	福　島	○	○		○	
8	茨　城	○				○
9	栃　木	○	○	○	○	
10	群　馬	○				○
11	埼　玉	○	○		○	○
12	千　葉	○	○		○	○
13	東　京	○	○	○	○	
14	神奈川	○	○	○		
15	新　潟	○	○	○	○	
16	富　山					
17	石　川	○	○	○		
18	福　井	○	○			
19	山　梨				○	○
20	長　野	○	○	○	○	○
21	岐　阜	○	○	○	○	○
22	静　岡	○	○			
23	愛　知	○	○	○	○	
24	三　重					
25	滋　賀	○	○			○
26	京　都	○				○
27	大　阪	○	○	○	○	
28	兵　庫	○	○		○	
29	奈　良		○			○
30	和歌山	○	○		○	
31	鳥　取	○	○		○	
32	島　根	○			○	
33	岡　山	○	○		○	
34	広　島	○	○	○	○	○
35	山　口		○			
36	徳　島	○	○	○	○	○
37	香　川	○	○		○	
38	愛　媛	○	○		○	
39	高　知	○	○			○
40	福　岡	○	○		○	
41	佐　賀					
42	長　崎	○				
43	熊　本					
44	大　分	○	○			
45	宮　崎	○	○		○	○
46	鹿児島	○	○			○
47	沖　縄	○	○	○		
合計		39	36	14	25	17

※1　手続の簡素化、申請補助、賃上げや生産性向上のための積極的な支援策の周知・広報などを含む。

※2　官公需とは、国や独立行政法人、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいう。

別紙２

政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和３年12月）・「改正振興基準」（令和４年７月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れに繋がりやすい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

10 年 保 存
機 密 性 2
令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで

事 務 連 絡
令和2年3月25日

都道府県労働局労働基準部
賃金課室長 殿

厚生労働省労働基準局賃金課
副主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の公開について

標記については、これまで「審議会等の整理合理化に関する基本的計画 （平成11年4月27日付け閣議決定）」に基づき、本省に設置されている審議会等に準じて実施されてきたところであるが、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、審議会等の更なる透明化が求められてきていることから、下記のとおり、新たに標準的な取扱いを定めたので、これに留意の上、その対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

なお、平成16年7月30日付け副主任中央賃金指導官名事務連絡は、本事務連絡をもって廃止する。

記

1 会議の公開

地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）については、平成11年4月27日 付け閣議決定の趣旨を踏まえ、原則公開とすること。なお、金額審議に係る会議等について、会長が、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等の特段の理由により、一部の会議について、非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくとともに、求められた場合は説明できるようにしておくこと。

専門部会についても、金額審議に係る会議であること等から、本審の場合と同様の理由により専門部会長が非公開とする決定を行うことができること。この場合も、本審の場合と同様にその理由を明確にし、求められた場合は説明できるようにしておくこと。

2 議事録及び議事要旨の公開

本審、専門部会とも議事録については、会議の公開・非公開にかかわらず作成し、原則公開すること。

ただし、特段の理由により、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し、 公開する（別添「議事要旨参考例」参照）とともに、議事録非公開の理由を明確にし、求められたら説明できるようにしておくこと。

議事録及び議事要旨は、関係労働者又は関係使用者が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 25 条第５項等に基づき意見をする場合や、法第 11 条第２項等に基づき最低賃金審議会の意見に関する異議の申出等を行う際に参考となるものであることから、可能な限り速やかに作成することとし、議事要旨の作成に当たっては各委員の主張や、法第 25 条第５項等に基づき提出された関係労働者及び関係使用者の意見のポイント等、審議内容や最低賃金の決定等に資する情報の概要がわかるようにすること。

また、公開する議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、いったん議事要旨を作成・公開し、後日議事録を公開する等の対応に努めること。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなることに留意するとともに、必要に応じて関係公労使委員に対して説明し、理解を求めること。

3　会議資料の公開

本審及び専門部会に提出された資料については、審議内容の透明性を確保する観点から、議事録と同様に原則公開とすること。

4　議事録、議事要旨及び会議資料の公開方法

議事録等を公開する場合は、文書閲覧窓口に備え付けてある閲覧目録に必要事項を記載の上、一般の閲覧等の利用に供するほか、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載すること。

5　実施時期

関係公労使委員に対し事前説明等を行うなど、会議運営に支障が生じないように十分に配慮し、令和二年度の本審等から上記取扱いが可能となるよう努めること。

（別添）

議事要旨の参考例

第○回　○○地方最低賃金審議会（専門部会）議事要旨

1　日時　平成×年×月×日（　）××：××～××：××

2　場所　××××会議室

3　出席者　公益委員　　×名
　　労働者側委員　×名
　　使用者側委員　×名

4　議題
(1)　××××について
(2)　・・・
(3)　・・・

5　議事要旨
議題(1)について
・事務局より「×××・・・」について説明を行い、その後「×××・・・」について意見交換が行われた。
・労働者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった。
・使用者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった

議題(2)について
・・・・・・・・・・

議題(3)について
・・・・・・・・・・

（参考）

審議会等の整理合理化に関する基本的計画（抄）

平成11年4月27日
閣　議　決　定

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

1　審議会等の整理合理化

(2)　審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙3の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

別紙3

審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

（前略）

(4)　公開

①　審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

②　会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③　議事録又は議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

（　整理番号　０５０５　）

第２回　栃木県最低賃金専門部会　　令和５年８月３日　一部公開

開催日時	令和５年８月３日（水）	１３時５８分～１６時５１分	
開催場所	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎５階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
	労働者を代表する委員	出席　２　人	定数　３　人
	使用者を代表する委員	出席　３　人	定数　３　人
主要議題	１　栃木県最低賃金の金額改定について ２　その他		

議事録・議事要旨	議　　事　　録

事務局	ただ今から、令和５年度栃木地方最低賃金審議会第２回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。 ―　定数の確認　― 公益代表委員の荻原委員及び労働者代表委員の津村委員が欠席、杉田部会長は15時過ぎからの出席となることから、委員定数９名中７名の出席があり、最低賃金審議会令第６条第６項により３分の２以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。 ―　傍聴者の報告　― 本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果８名の傍聴申込みがあり、８名が傍聴することを報告。 それでは、ここからの議事につきましては、杉田部会長が到着されるまでの間、黒川部会長代理より進行をよろしくお願いいたします。
黒川部会長代理	それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

	本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決がある場合には、その部分は非公開といたします。 傍聴の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。 それでは、議題（１）の「中央最低賃金審議会会長の説明動画視聴」についてです。 今般、私ども地方最低賃金審議会委員に対し、中央最低賃金審議会会長からの説明動画が用意されております。 動画に限らず、中央の審議会会長から地方審議会委員に対し、このように直接的にメッセージが発せられること自体が異例かと思いますが、そのあたりの経緯や背景等につきまして、まずは事務局から説明をお願いします。 また、事務局には、説明の間に動画投影の準備を進めていただき、皆様には、事務局説明に引き続き、動画を御視聴いただきますので、よろしくお願いします。
事務局	―中央最低賃金審議会会長メッセージにかかる経緯・背景説明　―
各代表委員	【　　中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージ動画視聴　　】 ―　令和５年７月28日令和５年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ　― 中央最低賃金審議会の戎野と申します。 令和５年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところでありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 １点目はこのビデオメッセージの趣旨です。 令和５年４月６日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。 これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和５年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いた

	だく場を設けることとなった次第です。 視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。 ２点目は、目安の位置付けです。 目安は、令和５年全員協議会報告や、令和５年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。 従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと存じます。 ３点目は、令和５年度目安のポイントです。 今年の目安についても、３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で５回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Ａランク 41 円、Ｂランク 40 円、Ｃランク 39 円となりました。 ３要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。 まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30 年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第４表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成 14 年以降最大となる、2.1％という結果でありました。継続労働者に限定した第４表③は 2.5％でありました。 次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。 各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。 しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、２極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。 最後に、３要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたい

	と思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年６月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3％と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3％を上回る水準でありました。 直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年４月に4.1％、５月に3.8％、６月に3.9％となっております。昨年10月から今年１月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」４％超え、５％以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。 消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、６月は１％ポイント押し下げられているという試算が出ております。 なお、６月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、９月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。 このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年６月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3％と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3％を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。 こうした３要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3％を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。 次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。 その上で、賃金改定状況調査の第４表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Ａランク、Ｂランク、Ｃランクの目安額の差は１円とすることが適当であると考えました。 公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料について

	は、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。 　また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。 　具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。 　さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。 　加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。 　さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。 　４点目は、発効日についてです。 　発効日については、10月１日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。 　令和５年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第２項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であ

	るというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。 ５点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。 これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。 以上です。どうもありがとうございました。
黒川部会長代理	ただ今の動画を御覧になり、何か御意見や御質問等はございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―
黒川部会長代理	特に御質問などないということでよろしいですね。 今年度の目安額や答申文、そこに至った中央の公益見解等につきましては、前回の審議会の資料として皆様にも配付されており、事務局の説明、今回の動画も参考にしつつ、このあとの活発な審議をお願いします。 それでは、議題（２）の「栃木県最低賃金の金額改定について」に進みます。 まず、他局の結審状況等がありましたら、事務局から説明をお願いします。
事務局	現時点におきましては、本省及び他局からの正式な情報等はございません。
黒川部会長代理	労働者側、使用者側からは、他県の情報等は何かありますか。
菊嶋委員	労働側の連合で把握しているのが１件あります。愛知県Ａランクが昨日、41 円の引上げが全会一致で決まったという報告を受けています。本審は８月４日、発効日は 10 月１日という報告を受けていますので、この場で共有させていただきたいと思います。
黒川部会長委員	ありがとうございました。 他にございますか。よろしいですか。 ただ今、貴重な情報をいただきましたが、他県はあくまでも他県ですし、他県の状況が栃木の審議に直接影響するものではありませんが、審議を進めていくうえで参考になることもあるかもしれませんの

	で、今後においても、何か情報等が入った場合には、可能な限り共有いただければと思います。よろしくお願いします。 それでは、本日の金額審議に入っていきたいと思いますが、まずは、前回の審議状況を事務局より説明願います。
事務局	前回、第１回専門部会につきましては、第２回本審に引き続き開催され、公・労・使それぞれの協議を挟みながら、公労協議が４回、公使協議が３回行われました。 その結果、第１回専門部会終了時点では、労働者側の引上げ提示額は68円、使用者側の引上げ提示額は17円でした。 以上です。
黒川部会長代理	ただ今の事務局説明で間違いないですか。
各代表委員	― 異議なし ―
黒川部会長代理	金額の他にこの場で何か確認しておきたいことや、補足説明しておきたいこと等はありますか。
各代表委員	― 特になし ―
黒川部会長代理	では、先ほど事務局から第１回専門部会終了時点での労使それぞれの提示金額の確認がございましたが、労使それぞれの主張には、まだ大きな隔たりがあり、前回は、本日の第２回専門部会に向け、さらなる御検討をお願いし終了となりました。 前回は、４回目の公労協議まで行ったところで終了となりましたので、本日は公使協議から開始したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―
黒川部会長代理	それでは、これ以降の協議につきましては、公労使それぞれの協議室にて行い、また、公労協議・公使協議は、公益協議室に適宜御足労いただいて協議を行うこととします。 よって、以降、しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」ではありませんので「非公開」とします。 なお、本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととしますが、その場面は「三者が揃って協議する場面」ですので、そこからは再度「公開」といたします。 ただし、短期間での集中した協議を行うため、本日、三者が再度参集することとなる時刻につきましては、現時点では未定であり、まったく読めない状況です。

	傍聴人の方々におかれましては、事情を御理解の上、再度三者が揃う場面までお待ちいただく場合は、事務局の指示に従ってお待ちくださいますようお願いいたします。 それでは、それぞれの協議室に移動後、事務局がお声掛けをし、最初に公使協議を行い、その後は、公労協議・公使協議を適宜行っていきたいと思います。 事務局は、公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。 ― それぞれの協議室に移動 ―
事務局	使用者側から打合せをしたいので少し時間をいただきたいということですが、いかがしましょうか。
黒川部会長代理	お待ちしたいと思いますが、時間がかかるようであれば、労働者側との協議を先に行いたいと思いますので、労働者代表委員に確認していただけますか。
事務局	わかりました。
事務局	― 労働者代表委員に確認 ―
事務局	労働者側は、大丈夫だそうです。
黒川部会長代理	それでは、労働者代表委員をお呼びください。
	《《 以降、非公開 》》 ― 第１回 公益・労働者代表協議 ―
黒川部会長代理	順番が変わってしまい申し訳ありません。 早速ですが、前回 68 円の提示でしたが、その後の御検討内容についてお聴きしたいと思います。
中島委員	前回 68 円としたのは、物価上昇が年間で 4.16％、栃木県の賃上げ率 3.35％、これらを合わせた 7.51％で計算して 68 円という話をさせていただきました。 今日のビデオメッセージで多少のずれが生じていることも承知したうえで、やはり賃上げ率で議論してしまいますと、最低賃金の絶対値を見誤ってしまうところがあります。 冷静に考えると、栃木県の中に置かれている最低賃金 913 円と特定最賃が６業種ありますが、４年前に１業種が地賃に呑みこまれてしまった状況にありまして、次に危機感を持っているのが、はん用の 970

	円です。電子も計量器も971円で1円しか変わらないのですが、970円という数値は、地賃との差が57円しかありません。地賃の賃上げ率でいうと、特定最賃もなくなってしまうのではないかということを危惧しています。 県内の中では、産業の優位性を大切にしながらも、一方で地賃の上げ率・上げ額で言うと、特に、はん用については一番危惧しているところでありますので、この数値に追いついていくためにも、はん用がこれ以上にいくためにも、57円の引上げ、率でいうと6.24%になるかと思いますが、物価上昇や賃上げの上昇率からすると、大分低い数値になっているのも事実であります。 先ほどのビデオメッセージの関係を見ても、第4表③では2.5%という話もありましたし、物価上昇率は4.3%と言っていましたので、前回、我々が提示した宇都宮の12か月の平均の4.16%からすると、かなり低く見積もったうえで、危機感を抱く特定最賃のはん用970円との格差57円を提示させていただきたいと思います。
黒川部会長代理	ありがとうございます。 57円を主張いただく根拠について、使用者側に説明するときに、どのように伝えたらいいのか。
中島委員	使用者側の皆さんがおっしゃられるのは、特定最賃不要論です。 地賃がこんなに上がっているのだから、特賃はいらないのではないか、ということです。 栃木県でも各種商品がすでに呑みこまれています。次に留まるのがはん用です。この金額に合わせてもらえれば、一つ消えますよね、ということです。
黒川部会長代理	今回提示額57円の上げ率6.24%は、前回提示額68円の上げ率4.16+3.35の7.51%を下回っているということですね。
中島委員	そうです。
黒川部会長代理	わかりました。 では、この提示額57円を使用者代表委員にお伝えいたします。 目安額について、公益委員としては、先ほどのビデオメッセージで目安の位置づけの説明がありましたように、Bランクとして示されていますが、特に栃木だけに大きな災害とか特殊事情があるということであれば、大きく目安額と違うということもあり得ますが、その立証がないと、労働者側にも言えることですが、私たちも目安から大きく離れた金額を示すことはできないことから、公益委員のスタンスとしては、まずは目安を重視して出さざるを得ないので、労使それぞれにお伝えします。このことを踏まえて、さらなる御検討をお願いいたします。

中島委員	その件につきまして、一つだけ言わせてください。 もちろん目安は重要でありますし、とはいえ、目安ありきではないということもあるわけで、これまでの議論からすると、昨年は目安額でありながら労側は反対だったわけで、その結果、茨城に詰められているということを御理解いただきたいと思います。
黒川部会長代理	はい。
中島委員	昨年、使用者側は31円に納得されたということですので。
黒川部会長代理	それでは、労働者代表委員は協議室でお待ちいただき、使用者代表委員をお呼びください。 ―　第１回　公益・使用者代表協議　―
黒川部会長代理	順番が変わってしまいましたが、先に労働者側と協議を行いました。 労働者側の提示額は57円でした。 根拠としては、前回の提示時には物価上昇4.16と賃上げ率3.35の率で考えていたが、最低賃金ということで考えたときに、率ではなくて数値で示したいということでした。では、どこを目指すのかということを考えたときに、一つのやり方として、特定最賃の中で一番低いところを見ようということで、970円のはん用部会ということでした。970円から913円を引いた差額57円の提示額は、結論としても妥当であると、その立証として、今日のビデオメッセージにもあったように、第４表③を見ると賃上げ率は2.5となっており、さらに、物価上昇率4.3となっており、それらを足すと6.8となるが、労働者側が示した57円は6.24となり、メッセージの6.8よりさらに低くなっており、結果的に下回ったものであるが、妥当な金額ではないかということでした。以上が労働者側の提示です。 使用者側の御意見をお伺いしたいと思います。
鈴木委員	説明をするにあたり、公益委員と事務局に資料を配付したいと思います。 ―　公益委員と事務局に資料配付　―
鈴木委員	こちらの資料は、帝国データバンクで今年の１月27日に発表した「2022年栃木県内企業　休廃業・解散動向調査」になります。 第１回専門部会の最後に、2023年上半期の県内企業倒産が51件というお話をしたと思いますが、倒産ができるのはお金があるところであるという話もあったと思いますが、それ以外に休廃業・解散も見て

	いかないといけないということで、提示させていただきました。 この資料の左ページの調査結果（要旨）の一行目に「「休廃業・解散」企業は 754 社、法的整理を行った「倒産」企業 113 社を含めると、１年間で 867 社の企業が消滅してことになる。」とあります。１日当たり 2.4 社の企業が消滅したことになります。 この資料の右ページに「休廃業・解散」の推移表があります。こちらを見ていただきますと、2022 年に 1,044 人の雇用が消失したことになっています。 以前から使用側としては、事業の継続と雇用の維持をお話ししていますが、「消費者物価指数を見て金額を上げていかないと」という話もありますが、「上げていって企業さんが倒れてしまったら、雇用の受け皿はどうなるのですか。」ということがありますので、この資料を出させていただきました。 また、左ページの（要旨）の３行目後半のところで、「「休廃業・解散」した企業の 48.7％が「黒字企業」であった。」とありますが、ここには載っていませんが、その 48.7％のうち 12.3％の企業は黒字かつ内部留保を有している資産超過企業となっています。 今のは黒字企業ですが、赤字企業の中にも、資産超過企業が存在しておりまして、総数でいきますと 61.3％が資産超過型の休廃業・解散ということになっております。 なぜ資産超過の状況でということですが、先行きを悲観してあきらめ型が目立つという分析表が出ています。 コロナ禍ということでやっておりますが、物価高、国際情勢、人手不足、後継者難といった企業を取り囲んでいる状況が、先行きを悲観する企業が多いという結果がここに出ております。 先ほども申し上げましたが、事業の継続と雇用の維持のためにも、このようなあきらめ型の企業を増やさないように、必要以上に最低賃金を引き上げるということは、苦しんでいる中小零細企業に対してこれ以上負荷をかけることになるため、避けていただきたいと思います。 そういったところを考えながら、金額提示ですが、第４表③の一般Ｂランク産業計の賃金上昇率 2.5 を参考にしまして、現行 913 円×2.5％＝22.825 となり、四捨五入しまして＋23 円の 936 円を提示したいと思います。
黒川部会長代理	わかりました。 前回 17 円から 23 円ということで、頑張っていただきましたが、今日のビデオメッセージを御覧になっていただいて、議論とかはされましたか。 労働者側の提示額とは、まだまだ差が大きいので、ビデオメッセージを受け止めていただき、さらなる御検討をお願いしたいと思います。

井上委員	我々には厳しい意見だと思います。 価格転嫁が２極化しているという話がありましたが、中央では何か資料があったのですか。
事務局	第２回審議会の目安伝達資料の 14 ページに価格転嫁の状況が載っています。
井上委員	どれほどの人が、アンケートに答えているか。おそらく、余裕がない人はアンケートに答えていないと思うので。 とりあえずわかりました。
黒川部会長代理	それでは、使用者代表委員は、協議室でお待ちください。 ― 杉田部会長到着入室 ― ― 公益協議（現在までの協議経過を部会長に説明） ― ― 第２回 公益・労働者代表協議 ―
黒川部会長代理	まず、使用者側の意見をお伝えいたします。 労働者側から帝国データバンクの資料が配付されました。2023 年１月 27 日に出されたデータで、栃木県内の 2022 年に消滅した県内企業について、「休廃業・解散企業」は 754 社、「法的整理を行った倒産企業」113 社を含めると、１年間で 867 社の企業が消滅したということになるということで、１日当たり 2.4 社の企業が消滅しているということです。 それを従業員数で見ると、2022 年で 1,044 人の従業員の職場が失われたことになる。以前から使用者側は「事業の継続」と「雇用の維持」を主張しているが、最賃をアップすると雇用が失われるという説明がありました。 先ほどのデータに戻りますが、「休廃業・解散」の事情を見てみると、「黒字企業」でも休廃業しているところもある。内部留保していることを踏まえても、資産超過で会社を辞めてしまうという企業が 61.3％あるということです。この 61.3％がなぜ辞めてしまうのか原因を追究すると、「先行きを悲観してのあきらめ型」の休廃業・解散であるということです。ここを何とか減らしていくという視点も重要ではないかということがアピールされました。 そういった説明があって、23 円の提示がなされました。 根拠としては、第４表③の産業計の一般Ｂランクの賃金上昇率 2.5 を参考にして、913 円×2.5＝22.825 を四捨五入して 23 円ということです。 ― 協議進行を黒川部会長代理から杉田部会長に交替 ―

杉田部会長	今のお話については、三要素の賃金支払能力にかかわってくることだと思いますが、休廃業・解散に至らないようにするためには、支払能力をどう考慮するかというところに関係するのだと思います。 もちろん、三要素の一つなので、そこだけというわけにはいきませんが、他方で、見逃すことはできない要素でありますので、そこを踏まえつつ、ほかの要素も踏まえてどうするかということで考えていくところだと思います。 それでは、協議結果についてお聴かせいただければと思います。
中島委員	県内の廃業社数754社と法的倒産113社、合わせて800以上あり、1日当たり2.4社減っているのかもしれませんが、そこで職を失った人が1,044人しかいないということは、みんな一人か二人しかいない会社であるということですよね。家族経営でも法人であれば法人だと思っています。黒字倒産が61%ということも我々は承知しております。これはほとんど後継者不足でやめているところです。800社で1,000人ぐらいの方が職を失ったということは、ひとりかふたりぐらいなのかなというのがあります。 先行きを悲観してというのは、先行き不透明だから、あるいは自分の子供たちには継がせることはできないから廃業するというのは、ものすごく多いことは承知しています。 我々は基幹労働者の労働組合が存在しているところなので、中小企業といっても20人、30人だったりしますが、そこでも中小企業としての後継者不足というのは非常に悩まれています。だからこそ今までオーナー企業というところも、オーナーから変わって法人になっていったり、従業員が経営に携わったりということで、専門的知識がない中でも経験値をもとに継続されていたりということがあるのが、今の中小・零細企業であると思います。 61%が黒字倒産しているということは、借金を背負わせてまで、自分たちの家族にやらせたくないというのは誰もが思うことですし、黒字のうちにやめておいたほうが、家族のため身内のためということになるのだと思います。 労働者側の提示額の2.5%というのは、物価も考えずにこれだけですか。物価の上昇のほうが圧倒的に多いですから。むしろ、第4表③の2.5%を見ていただくと、実際にその脇の賃金額は1,540円であり、産業計はすべて1,000円を超えています。絶対値である1時間当たりの賃金額を見ていただきたいと思います。 特にBランクのところを見ていただきたいです。産業計で、令和4年6月1,341円が令和5年6月は1,373円で上昇率は2.4%となっています。これは絶対値である金額は1,373円あったということですので、この上げ率ではなく数値を見てほしいということです。 全国平均で1,000円を超えようという政府方針が、39円で1,000円を超えるわけでしたが、プラス2円で41円となったわけで、これ

	は中央審議の中でも大きいと思っています。 全国加重平均については、昨年は961円でしたが、960円を超えているところはＢランクでは京都しかありません。他はみんなＡランクです。東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、次に７番目に京都があって、それが968円です。そう考えると７県の合計が全国の過半数を占めている中にあって、今回は1,000円を超えましたということになっても、栃木は913円ですから、目安でやったとしても平均にはいかないです。全国平均で、政府は、さも1,000円を超えましたとおっしゃりますが、７県の合計でしか超えていないわけです。むしろ単純平均にしてくれたほうがわかりやすいです。各都道府県を47で割ってもらったほうが、余程わかりやすいです。就労人口でいうと、加重平均のほうが半分いっているということになるのだと思います。 最低賃金だからこそ、地方との格差、地方の中での純粋な就労人口だけではない、高校生やアルバイトの方たちを含めた最低というものを引き上げていく必要があると思います。 全国の７つの県で考えると、Ｂランクからすると、京都が一番上にありますが、兵庫、静岡、三重、広島、滋賀、栃木ということで、Ｂランクの中でも７番目ですので、全国の順番からすると14番目にいるので、県の数でいえば上の方にいるでしょということになりますが、全国加重平均でみたら、全然そこにいっていませんということです。 今回、Ｂランクの中でもＣランクといっしょになりましたので、栃木の順位の位置付けは、多少上の方にいますが、決して楽観視できることではなく、次のＣランクの方が、昨年の審議の中でもＤランク、Ｃランクが目安に３円、２円積んでいたことからすると、そこをきちんと考えていかないといけないと思います。
杉田部会長	加重平均で言うから1,002円ということで、額が上がったように見えるけど、実態で見ると大して上がっているわけではないということで、実態をみて考えるべきだという御主張ですかね。
中島委員	そういうことです。 実態は、あくまでも栃木の913円をどうすべきなのかということです。 全国加重平均がそんなにいってしまっているのなら、栃木の913円も1,000円にいってしまうのではということになりますが、全然いってないですし、まだまだ遠いです。 賃金は社会性というものが絶対的にありますので、どんなことがあっても、その県だけが、来年多くなるとか、今年だけで上回ってＡランクと同じぐらいの金額がでるかというと絶対でません。 これは賃上げも同じです。それぞれの個別企業労使の中で団体交渉をしても、100円の積上げ、10円の積上げは非常に大きく、去年取りこぼしたからといって、今年また出てくるということはありません。

	むしろ中小企業の経営の皆さんがおっしゃるのは、上げるとメーカーから原価低減要請がくるそうです。そんなに賃金が上げられるのなら、値下げできるよねということで、値下げの要請があるのが構造的なものです。 ですから、価格転嫁をきちんとしていかなくてはいけない。価格転嫁は中小企業の経営者も取引先の会社に、原材料費が上がっていること、賃金も上げざるを得ないことにより、値段を上げざるを得ないことを言わなければいけません。それを価格転嫁として乗せないとやり取りできないということが、産業内の適正な競争につながっていくことになるわけです。 生産性を向上するにあたっては、政府からいろいろな補助金が出ています。中小企業整備策がたくさん出ていますので、利用率も上がっているようです。
杉田部会長	いろいろ考慮要素はあると思いますが、その上でお考えをお願いできますでしょうか。
中島委員	栃木の913円は、先ほどＢランクの中の上の方に位置していると言いましたが、913円は決して上ではなくて、旧Ｂランクで言いますと、真ん中ぐらいです。 第２回審議会資料の117ページにある「令和４年度地域別最低賃金の審議・決定状況」を見ていただきたいのですが、旧Ｂランクになりますが、現行の京都の968円から始まって山梨の898円までの11県の単純平均は927円になります。旧Ｂランクの中で、栃木の序列は７番目であっても、実際の平均はその上になるということを申し上げたいわけです。927円というと、ちょうど滋賀と同じ金額が、旧Ｂランクの単純平均です。その単純平均で見ても中位にいないんです。 この913円の現行からすると、単純平均927円に14円足りません。この14円に今回の目安の40円を足しても54円はないと中位にいけないということになると思っています。 あくまでも目安40円ということで言えばですが。 したがって54円を視野に入れながら、旧Ｂランクの中での格差を埋めていきたいと思いますので、54円を提示いたします。
杉田部会長	今回の提示額は54円ということですね。 では、使用者側にお伝えしますので協議室でお待ちください。 なお、お待ちいただく間、さらなる検討のほどよろしくお願いします。 ―　第２回　公益・使用者代表協議　―
杉田部会長	大変お待たせしました。 まず、使用者側の主張に対する労働者側の御意見としましては、デ

	ータでお示しいただいた栃木県の休廃業・解散の数値について、そうではあるだろうけれど、黒字企業であきらめ型というのは、賃金が上がることとどのくらい影響があるのか、後継者不足というのが一番大きいのではないか、県内でも親族以外の事業承継とかやっていると思うが、実感としては、先が見えないのなら子供に借金を背負わせてやらせるよりは事業を辞めてしまうというのはそのとおりである。それが最低賃金にどこまで大きく影響しているのかというところは、何とも同意できないところもあるということでした。
井上委員	子供にも賃金は払いますからね。企業である以上は。 賃金は関係してくるのではないかなと思います。
杉田部会長	賃金を上げることで、最終的に赤字になってしまうということにつながらないわけではないだろうけど、今、黒字でやめるところは、直接的に賃金を上げたから必ずしもやめることにはならないのではないかというところで、因果関係が不透明なところがあるのではないか。これは見解の相違なので、お互いに見るデータについては、尊重しつつも違った見方があるということを理解していただきたいという御主旨と受け止めました。
鈴木委員	それは自分の説明不足で、昨年、栃木県衣服製造業最低工賃の関係で10社ぐらい回って話を聞いて散々だったという話をしましたが、もうやめるとか、M&Aで申し込んだというところがありましたが、ほとんど人が集まらない、賃金を上げていっても追いつかない、業界としては上げ過ぎでやっても来ない、頼るべきは技能実習生を使って何とかやっていたが、もう日本人は雇えない、ほんとに厳しい状況であるということでした。 なぜ、そうなってしまったのかというと、最低賃金でやっていたが、人が来ないため周りが上げていき、2円、3円でも人は動くらしいです。 そういうことが自分の中に意識にあったので、賃金を上げていくということは、最終的に、倒産、M&Aにつながっていくことになります。特定の業種の話になってしまいますが、そのように感じました。
杉田部会長	使用者側の前回の提示額は4表の③に基づくもので、賃金の上昇率を見ての数字でしたが、労働者側からは、物価上昇率も考慮してほしいということと、4表の③でいうと、上昇率ではなくて絶対値で見たときに、4表の③は1,540円でそもそも1,000円以上の大台に乗っているところである。今、議論している最低賃金の金額を比較してほしいというお話がありました。 また、今回の目安で1,000円の大台に乗ったといっても、それはあくまでも加重平均であり、実際に1,000円の大台に乗っているのは限られており、栃木も全然追いついていない。そういう実態のところを

	見てほしいというお話がありました。 　また、第２回審議会資料 117 ページに現在の各都道府県の最低賃金額が書いてある一覧がありますが、こちらは従前のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄのランク分けになっているもので、栃木はＢランクですが、労働者側としては、このＢランクの現状の 11 府県の単純平均が 927 円になり、栃木は 913 円なので、平均の 927 円には 14 円足りない。この 14 円と今回の目安の 40 円を足して 54 円。というのが今回提示された金額となります。 　使用者側もお待ちいただいている間にさらに御検討いただいた結果をお聴かせいただければと思います。
鈴木委員	中央審議会の中でも出てきますが、価格転嫁は今年度の重要なポイントであると思います。 　価格転嫁についてお話させていただきたいと思います。 　一般的に言われているＢtoＢということであると、企業同士で価格転嫁への理解というのは大小なりともありますが、どちらかというと理解は少しあると感じています。 　問題となってくるのは、個人消費者を相手にしている業種の価格転嫁が難しくなってくると感じています。価格設定というのは、原材料費、家賃、人件費などのコストに利益を上乗せして販売するというのがこれまでのあり方だったと思いますが、この方法でいきますと、原材料費や物流費、電気代など大幅にアップしていますが、そういった分の値上げをすることは何とかできても、賃上げ分の価格までは難しいと思っています。 　先ほど、中賃のメッセージの中で、労務費への価格転嫁というお話もあったと思いますが、賃上げ分の価格転嫁は難しいと思っています。個人消費者相手はですね。理由としては、社員給与を上げるための値上げというのは、許さないような風潮があると個人的には感じています。いろいろお話を聞いてきた中で、フィットネスジムや食堂などで大幅な値上げをしたところ、お客さんは縦に流れてしまうという話はよく聞きました。 　回転寿司業界では、一度値上げをして、価格を引き下げた寿司店は、今すごく好調です。ただ値上げをしたままの寿司店は不調であるという数字が出ています。 　基本的に、大手で魅力ある商品やサービスを提供するようなところは受け入れられやすいと感じています。 　そういったところではなく、どちらかというと最低賃金近傍で人を雇用しているのは零細企業であって、大手のように値上げはできないので、そういったことなども考慮していただければと感じています。 　そういった中では、大幅に最低賃金を上げていくことは了承しかねます。 　第４表①の女性Ｂランクの宿泊業、飲食サービス業の賃金上昇率が 2.8％ということなので、こちらを参考にしまして、現行 913 円×

	2.8％＝25.564を四捨五入して、＋26円の939円を提示したいと思います。
杉田部会長	この数値は、もってきたデータ自体は賃金のものではあるけれど、これを用いるに当たっては、様々な要素を考慮したという理解でよろしいですか。
鈴木委員	そうですね。様々な状況がみられる第４表を参考にさせてもらいました。
黒川委員	物価上昇率を意識するというのは無理ですか。
杉田部会長	いろいろなところで出ている4.3％というのは、令和４年10月から令和５年６月の対前年同期の上昇率ということですが、いろいろな数値が出ていますから。
黒川委員	中賃のビデオメッセージでも、それを基準にするという主張もあり、労働者側に使用者側の意見を伝えても、物価上昇率よりも低い数値を言われてもという意見が出ています。 前回の2.5から今回2.8ということで、努力されているということはわかりますが、労働者側は物価上昇率の4.3にこだわっていますので、使用者側の努力が伝えられないというか。
井上委員	では、我々が4.3にしたら、労働者側も4.3にしてもらえるのですか。
杉田部会長	労働者側は4.3がスタートです。ゴールではないのです。
井上委員	話は変わりますが、先ほどの目安伝達資料14ページの価格転嫁の状況ですが、自分が思ったとおりになった割合のパーセンテージなので、下の表を見ると、エネルギーコストと労務費による価格転嫁は、原材料費よりも鈍いということが書いてあります。 労務費はなかなか価格転嫁できていないということが、この表にものっていますし、中央ではここがポイントだったのですかね。 実際そうです。 例えばの話ですが、先ほど54円というお話がありましたが、１時間54円上がります。この人が８時間働きました。年間260日就業したとすると、2,080時間。54円×2,080時間＝112,320円、一人の人のお給料が上がる。それを上げるために売上をどのくらい上げたらいいのかという計算をしていくと、営業利益はそれぞれ違うと思いますが、４％と仮定して、一人の人の賃上げをするのに280万円の売上を上げないとならない。それが何人いるのか、ということをいろいろな社長さんたちと話すと、話題になってきます。賃上げするのに売上を

	どれだけ上げたらいいのか。 その辺も考えながら我々も検討しますので。 バランスが取れるのがどこなのかと思っています。
黒川委員	労働者側がずっとおっしゃっているのは、昨年が31円の改定でしたが、使用者側はずっとそれ以下の提示をされているので。
井上委員	前回の専門部会の最後にお話ししましたが、事業再構築補助金をとっても１年や２年では結果は出ない、５年ぐらいは確か見ていただいていると思います。 では、コロナ後、皆さんどうなったかというと、生活が、ガラっと変わってしまったので、また、ここから新しい事業を起こさなければいけないとなると、去年より今年のほうが厳しいので、31円にはいかないという現状はあると思います。 あとは、企業の蓄積していったものがなくなっていっているということです。
黒川委員	私たちも使用者側が努力されているのはわかっています。それを労働者側に伝えたときに、あまり響かないのです。
井上委員	響くことが難しいですね。
杉田部会長	改めて、労働者側にはお伝えしますが、今日のこの後の予定としてはいかがでしょうか。
井上委員	次回の７日は時間が決まっていますよね。
杉田部会長	そうですね。そこは遅らせるわけにはいかないですね。
黒川委員	あと１回ぐらいはできますか。
鈴木委員	そうですね。
杉田部会長	では、協議室で御検討お願いします。
	―　第３回　公益・労働者代表協議　―
杉田部会長	お待たせしました。 使用者側に労働者側の御意向をお伝えつつ、使用者側のお考えを伺いました。 使用者側としても、結果的に提示する裏付けのデータは賃金のものを用いているが、それだけを考えて提示しているわけではないので御理解いただきたいということでした。

	使用者側が重要な要素と考えているのは、価格転嫁のところであって、ＢtoＢ、事業間の取引に関しては一定程度の価格転嫁はできなくはない状況ではあるが、一方で、一般消費者向けの価格転嫁というのは特に難しい状況であるということは、皆さんもわかるでしょうけどというお話でした。 その中でも特に原材料費の転嫁率というのはそんなに高いわけではないにしても、エネルギーコスト、労務費の転嫁は難しい状況にあるということは、どうしても理解していただきたいところであるということでした。 仮に労働者側の主張する 54 円が上がった場合、１年間の平均労働時間 2,080 時間として計算すると、１年間に 112,320 円ぐらい上がる。それだけの利益を生み出すためには、営業利益を４％ぐらいとすると、280 万円ぐらいの売上を上げないといけない状況にあって、かなり大変な状況であることを理解してほしい、というお話でした。 その上で御提示いただいた金額は、第４表①の女性Ｂランクの宿泊業、飲食サービス業の賃金上昇率の 2.8 を使って 26 円ということです。 使用者側は、今日はこれが最後ではなく、引き続き待っている間に御検討いただいておりますので、もう少し進めたいと思っているところです。 労働者側としては、まず物価上昇率があって、それを大前提として＋αであるということは使用者側にお伝えはしています。 使用者側は、厳しい状況を踏まえて、現時点で提示できるのはこの金額であるということです。 このことを踏まえて、労働者側としてさらに御提示できる額があればお伺いしたと思います。
中島委員	使用者側がおっしゃる、あるいは経営陣が携わる企業物価指数が上がっていることは、もちろん承知しています。 とはいえ、企業物価指数をどこで吸収するか、それが賃上げをすることによって、未満率・影響率全体を見ても、そこに影響するのは最低賃金で働く人たちだけのものです。むしろ、全体の賃金が上がるわけではないわけです。もちろん低い人を上げることによって、今年 40 円上がったので、去年の人を上げなくてはならないというのは、賃金体系の是正をしなければならないのは承知しています。 しかし、昨年倒産した 1,000 何名を考えても、企業に与える影響は小さいのではないかと思います。 もちろん、原材料費のことから価格転嫁が進まない問題も含めてたいへんなことは承知しておりますが、そこで働く従業員にとっては、もっと物価上昇が上がって、賃金が目減りですから、同じ賃金では食べられない状況になっている人たちがたくさんいるわけですので、そこをきちんと汲んでいただきたいと思います。 さっき、第４表の③のところで正常にもどってきたと思っていた

	ら、また第４表の①が出てきたので驚いています。第４表①は精度でいうとそこはないと思っています。 さらに女性Ｂランクの宿泊業、飲食サービス業をとられても、昨年の 31 円を考えていただきたい。 昨年よりも今年のほうが厳しい状況にあります。もちろん企業も厳しいですが、働く労働者にとっては、物価上昇がもっと厳しい状況です。そこを考えると、26 円という提示額は残念な気がします。 昨年の 31 円からすると、今年はそれ以上のものがあるのに、まだスタートラインに乗っていない気がしています。 我々も数値的にはかなり再考してきました。 先ほどは、昨年のＢランクの単純平均 927 円で計算し栃木との格差が 14 円でしたが、今年はＣランクを取り込んだ上でのＢランクとなりましたので、かなり低くなってしまいます。計算してみますと 902 円になります。902 円が今のＢランクの平均になりますので、栃木の 913 円との差が 11 円で、これに目安の 40 円をプラスして 51 円を提示いたします。 今日のところの最終提示にしたいと思います。
杉田部会長	この後、使用者側にお伝えをしまして、使用者側の見解をお聴きしたいと思います。 使用者側の見解は全体会議でお伝えしたいと思いますので、それまでの間協議室でお待ちください。 全体会議でも申し上げますが、次回の８月７日の専門部会ですが、発効日にこだわらない考えであるとはいえ、ぜひ、先ほどのデータのところも含めて、次回８月７日までの間に御検討をお願いしたいと思います。
	― 第３回 公益・使用者代表協議 ―
杉田部会長	お待たせしました。 お待ちしている間に、労働者側に使用者側から御提示いただいた 26 円という数字と、使用者側の方で考えなければならない要素としてお話しいただいた価格転嫁の厳しさ、実際に 54 円上げた時の影響についてお話をさせていただいたところです。 それに対して労働者側からは、「価格転嫁が厳しいとありつつも物価上昇のところが昨年に比べて最低賃金で生活している人たちにどれだけの影響があるのか」というところが重要ではないか、「物価上昇率のところを加味しないというのは、スタートラインに乗っているのかどうかについても疑問を感じざるを得ない」というお話がありつつも、新たに提示がされたところです。 先ほど説明しました資料の 117 ページ昨年の地賃の決定状況をもう一度御覧いただけますか。 この中で、前回はＢランクだけの平均を出しましたが、今回はＢ、

	Ｃも含めて今年Ｂランクとなった合計の平均を出すと 902 円になり、栃木の 913 円との差額が 11 円あるので、この 11 円に目安の 40 円を足して 51 円ということで 51 円の提示がありました。 　この提示額を踏まえて、御検討いただいたところについてお話しいただければと思います。
鈴木委員	先ほど消費者物価指数のお話を受けまして、4.3 というのは全国データですので、県の統計課に栃木県の消費者物価指数について問い合わせをし、連絡待ちの状況になっています。 　なぜ確認をするかというと、自分の方で消費者物価指数を調べていたのですが、「持家の帰属」というところを見ていませんでした。中央では「持家の帰属」について話されていたのですが、今、数字がわからないため、自分が用意したものでお話しさせていただきたいと思います。 　消費者物価指数は、確かに重視していかないといけないということは思っています。自分の方で調べていたのは、2023 年６月の消費者物価指数の総合の前年同月比で 3.3％の上昇ということになっています。それとは別に、同じ月の国内企業物価指数は、政府による電気・ガス料金の負担軽減策がありましたが、前年同月比で 4.1％です。少しずつ下がってきていますが、総合よりは高いという数値が出ております。 　特にエネルギー分野に関しては、価格が大きく上がっているというのは皆さん御承知かと思います。ガソリン価格もかなり高くなっておりまして、電気の補助は９月までとなっておりまして、ガソリンも９月までということで出ております。延長もあり得るということではありますが。 　電気代というのは負担が大きく、最低賃金近傍でパートを多く雇用している県内で広く展開しているスーパーでお話を聞いたところ、スーパーでは電気代が上がり過ぎてどうしようもないということでした。 　―　鈴木委員　県統計課からの電話を受信　― 　電話対応申し訳ありませんでした。 　県統計課によると、栃木県の今年６月の持家帰属を除く総合の前年同月比は 3.8％ということで、先ほど申し上げました同月の国内企業物価指数 4.1％は消費者物価指数よりも高い率で上がっているということが言えます。企業もかなり苦労しているということです。 　話を戻しますが、先ほどのスーパーの電気代を 2022 年と 2023 年を比較すると約２年間で２倍に膨らんでいるということです。 　今のところ、巣ごもりの需要も薄れてきて、売上がコロナ以前に戻っていない中で、電気代も輸送費も上がりどうしようもない状況というお話でした。

	他のスーパーでも話を聞いてきましたが、電気代は相当上がってきており、巣ごもり需要で得た利益も一気に消えてしまったということでした。 小売業でも大手などは、賃金を大きく引き上げているところもあるかと思います。７％上げているところもありますが、そういうところは、ただ単に上げたのではなく、レジを機械に替えて、その分従業員にはお客様へ売上を伸ばすための接客をするようにということで、仕事自体が変わってきての賃上げということです。そのようにして時給を上げている大手さんもあります。 そういったことができない中小・零細企業は非常に厳しい状況ですので、あまり上げることは難しいという認識はあります。 第４表③パートＢランクの宿泊業・飲食サービス業の賃金上昇率3.1を参考にしまして、現行913円×3.1％＝28.303を四捨五入して28円、時間額941円を提示したいところですが、今後の進展もありますので、１円歩み寄って＋29円、942円を提示したいと思います。
杉田部会長	ありがとうございます。 今日のところは労働者代表委員の方もこれ以上の検討は難しいということなので、使用者代表委員の方も今回提示いただきました29円というところで、引き続き持ち帰って、それぞれ検討するということでよろしいですか。
鈴木委員	はい。
杉田部会長	この後の全体会議でもお伝えしますが、今後のスケジュールの予定としては、８月７日に第３回専門部会があります。10月１日発効にこだわらないで審議を尽くせというお話もありますが、できる限り次回のスケジュールを見越しながら、本日のお話を踏まえて最終的なところを含めて、御検討いただき７日の専門部会に臨んでいただければと思います。お願いします。 それではこの後、全体審議を行いますので、事務局は公労使委員を審議会場に御案内ください。
	―　公労使代表委員　審議会場へ移動　― 《《　以降、公開　》》
杉田部会長	それでは審議を再開しますが、ここからは「三者が揃って協議する場面」になりますので、議事は「公開」といたします。 本日は、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

各代表委員	― 異議なし ―
杉田部会長	それでは、事務局より本日の協議結果の報告をお願いします。
事務局	第１回専門部会に引き続き、本日も公・労・使それぞれの協議を挟みながら、３回の公労協議、３回の公使協議が行われました。 その結果、本日の審議終了時点では、労働者側は51円の引上げ提示があり使用者側からは29円の引上げ提示がありました。 以上です。
杉田部会長	ただいまの事務局の報告でよろしいでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―
杉田部会長	それでは、本日の金額審議はここまでといたします。 本日も、労使ともそれぞれのお立場において忌憚なく御主張いただくとともに真摯に御協議いただき、ありがとうございました。 しかしながら、双方の主張にはまだ開きがあり、さらなる歩み寄りが必要です。 次回の審議においては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見出し、結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる御検討をよろしくお願いします。 なお、現時点におきましては、次回の第３回専門部会を最終回としたいと考えており、８月７日（月）午後１時30分から、ここ５階大会議室において開催いたします。 また、この日は、午後４時から第３回最低賃金審議会本審が予定されていますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次の議題の（２）その他ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	― 質問等なし ―
杉田部会長	特に無いようですので、以上で本日の専門部会は全て終了となります。 本日の議事につきましては、運営規程第８条第１項の規定により議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第２項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第３項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各代表委員	― 異議なし ―

杉田部会長	それでは、議事録の内容確認についてですが、公益側の確認者は、本日私は途中出席ですので、冒頭から御出席されました黒川委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
黒川委員	了解しました。
杉田部会長	労側・使側もそれぞれどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	― 労使それぞれの代表委員で協議 ―
杉田部会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いします。 これをもって、第２回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。 長時間にわたり、お疲れさまでした。

第54期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会
第２回　熊本県最低賃金専門部会

公益代表・労働者代表協議

部会長

今回使側が提示された額が目安の間ということで、今までにない厳しさかなという気もしますが、とは言え、先ほど使側も４表ではないと、それから、中賃の方で労働者の生計費というのを最賃以上に上げなくてはいけないということを踏まえたうえで、消費者物価指数というものに則って数字を出されたというところが、金額はともかくとして、評価はできるのかなと思っています。

その上で、まず支払い能力を見る資料として、猿渡さんによる基本的見解の中の説明にもありましたが、４表は適切じゃないとなった時に、その支払い能力を何で測ればいいかという問題になってきます。労側としては、出されたデータを見る限り実勢賃金みたいなもので測ろうとされているのかなという気はしますが、そのあたりはどうお考えかお伺いしたいのが１点です。

それから今回、中賃で示された目安が、基本的にＡランクの 41 円が、消費者物価指数 4.3 を全国加重平均 961 円にかけて 41 円という形で算出しているということでした。ただ、ＢＣランクについては39円、40円が何で出てきたのかという辺りは中賃の議論からは分からないところだったと思います。そういう中で、中賃の 41 円かける消費者物価指数を単純に熊本で考えた場合どうなるかやってみました。

例えば基本的見解の 20 ページに、連合の方でも消費者物価指数を出されていて、中賃が持ち家の帰属家賃を除く総合というのを、消費者 4.3 に用いているみたいなので、同じ数値と考えると、2023 年５月時点で 3.8 という形になります。これを単純に 853 円にかけると、32円プラスぐらいの額が出てきます。今回の目安額は39円で既にそれを超えてる額ですから、皆さんのご提示した額はさらにそれを上回るということで、考えようによっては、非正規の方の賃金アップを前提にされたということですが、労働者全体や平準すると若干高すぎる額と言えなくはない。中賃の考え方や資料、全体の労働者を均したときにはですね。この２点についてお伺いできればと思います。

猿渡委員

４表を支払い能力というのであれば、私たちとしては、私たちの賃上げ率、有期短時間契約等労働者の 53 円というものでいいのかなと思いますし、今回私が調べた中で３要素のうち生計費と賃金というのはきっちりと数字で表せるが、支払能力というのは絶対額じゃ出ません。相対的なものしか出ないと言っている人もいるぐらいなので、それは私たちも難しいなと思っていて、支払い能力については専門家に出していただきたいなという思いはありますが、４表を出すのであれば、私たちから言えば、この 53 円が支払い能力部分になるのではないか、全国で 80 万人分のデータが出ていますので。

話が戻ってしまいますが、「支払い能力」があるから日本はだめだといわれていますので、そこまで言うと議論にならないので言いませんが、支払い能力というところは難しいと思います。物価上昇率はＣランク 900 円に乗せようということではなかったんですか、物価上昇率 4.3 がたまたま一緒になったとは言っていますけど。何度も言いますが、これは９月までの話で 10 月以降は軽減策がどうなるか分からないので、そこは一番

見てほしいと思っていますけど、10 月以降という話であれば、その１％分というのは考慮しないといけないのかなと思います。

部会長
プラス 53 円だと何％になりますか。

猿渡委員
プラス 53 円だと目安プラスの 14 円で 6.21％です。

部会長
春闘の賃上げ率よりもさらに高いですね。

猿渡委員
今回は、一般労働者よりも有期短時間契約等労働者の方が高いという傾向が本部の方でも出ていましたので、一般労働者の 3.8％というよりは有期短期間契約等労働者の方を重視したい。

部会長
その根拠は。

猿渡委員
最低賃金に一番近い対象とすべき労働者というのは、実際には一般労働者よりも有期短時間契約等労働者ですので。

部会長
ただ、消費者物価の上昇等は、正規であろうが非正規であろうが、同じような率で上がってくるので、そこの負担感は関係ないと思うのですが。

猿渡委員
去年までだったら確かにそうですが、今年は流れが変わって中小の方が高かったという連合の賃上げ状況でもありますし、今年はさらに、一般労働者よりも有期短時間契約等労働者の方が上がったという、これまで上りが少なかった分今回上がったのかなという、今年の流れとしましては。

西委員
最初にリビングウェイジなどでも言っています、いわゆる 200 万というワーキングプアと言われるところには、明日にでも達成しないといけないという思いではありますが、とは言いながら金額的にも歴史上いきなりというわけにはいかないので、３年とか考えているわけですよね。そこから言うと、そこに近い形に上げるための根拠を毎年考えているというか、一定のものであればいいのですが、特に、私はＵＡゼンセンなので、いわゆる短時間労働者を非常に多く抱えている職種で言いますと、そこに賃上げの意思が入っているというか、正社員は一定の水準に達しているので、正社員よりもやはり最低

賃金にかなり近いところを上げないと人材確保ができないという思いがそこに入っていると思っている。ですので、その数字を重視しているということです。

部会長

そうすると、あくまでも議論の前提としてはリビングウェイジに近づけるという話があって、消費者物価指数などは使った根拠に過ぎず、その額にいかに近づけるかということが一番重要だということですか

西委員

根底はそう思っていますけど。これは、我々だけで決める話ではないというところも、審議会を非常に重視せざるを得ないというところがもう一つ根底にあります。ですので、支払い能力の話に戻りますが、そこが数字で表せない以上、一つの指標である、年間2,060時間くらい働いても200万円に届かない、世界的にもワーキングプアと言われていますので、本当はそこに達すれば終わりという話ではないけど、まずは、そこはクリアしないといけないというのが強く根底にある。そのため、目安も今年は、政府も 1,000円にいかせたいというのは前段で言っていましたから、40円前後、39円とか言われるのかなとか想定はしていましたが、それと、今後の物価もまだ上がりそうだというのと、支払い能力などの話で言うと、どうしてもいわゆる原材料費の上りの方が先に来ますが、本来は、あらゆる業種も含めて価格転嫁ができればいいのですけど、どうしても価格転嫁ができないという思い込みなのか、歴史上なのか、実態なのかもこれはわからない、実際は小売りの商品は上がってきていますし、一時は上げたけど、また９月に上げるということはやっているのですよね、で、価格転嫁できないというのがなぜやれないというのが、分かるような分からないようなところがあるので、その辺も含めて総合的にという話になるのかと思います。

部会長

今の話で一点、実態という話が出ましたが、結局、今回４表が２パーセント台ということで、春闘等の賃上げ率に比べるとパーセンテージが低く抑えられていますよね、その要因として、企業の支払い能力というのが抑えられて、何らかの形で価格転嫁ができないのか、原材料費の高騰なのか、そこは分からないのですけど、抑えられている要因としては、特に中小の何らかの形での、上げられないというかパーセンテージが上がらないような状況があったのではないかということも推察はされておりますので、そこは一つ、具体的に出てこないので確かに厳しいところではありますが、支払い能力の要素としては、勘案すべき数値ではあるのかなと考えております。

山本委員

まず、消費者物価指数を取らせていただいたのは、リビングウェイジで研究をして、調査をしてこれぐらいは必要だと、イメージしているのは、坂本委員がおっしゃることに全く同感であって、そこで雇っている人たちをどのくらいの水準で生活をしてもらうのかという話をさせてもらっている。

今回は消費者物価指数の、基礎的支出という項目を用いさせていただきました。基礎的支出という項目は一番操作もできず、買い控えもできなく、これがどれくらい上がってきたのかということがストレートに低賃金の人には響いてくるだろうと思っています

から、そこを今回は資料として用いらせていただいた。その前の年から去年にかけて、消費者物価指数の基礎的支出項目というのは、去年は 4.7%上がっていました。最賃であげていただいたのが 3.9%でしたから、前の年から去年にかけての物価上昇分は最賃は上がっていない、というのが去年の結果でした。今年も目安額では 4.6%くらい上がるような格好ですが、去年から今年の消費者物価指数が 4.1%程度上がってきていますので、この２年間かけて何とか消費者物価指数分は、目安まで含めればおおむねカバーはできてくるのかなと数字上は考えました。ただ、これは物価が上がった分がカバーできただけの話であって、生活を向上させるという水準には全く至っていないと考えましたので、今回はその物価指数、短時間パート、結果として 53 円が出ましたので、今回は額で示させてもらいました。それと支払い能力というところは、なかなか出せないですよね、個社別には出るでしょうし、賃金体系を見れば全部出るのでしょうけど、最賃を語る上での支払い能力というところは、確かに出しにくいとは思います。猿渡委員も日頃いろいろ勉強してデータを出していますが、使側は厳しいとか、アンケートではとか、そのような話ばかりで論議にならないと、支払い能力は確かに難しい論点にはなってくると思いますが、猿渡委員が言うように春闘結果によれば、結果として 53 円を上げたという結果は、支払い能力としてあるだろうと思っています。

ついでに申し上げれば、いつも「この１円を上げればもう会社は倒産します」とおっしゃりますが倒産の理由が分からないですよね。今回倒産がすこし増えていますが、これは支払い能力や最賃の関係なのか、人手不足なのか、社長が高齢のせいなのか何か、分析結果があって、確かに最賃をこれだけあげれば会社経営が立ち行きませんとか、ある会社が 10 人雇っていて最賃で 50 円上げると 1 日 400 円上げる、それを 10 人いるから 1 日 4,000 円、それの 20 日で 8 万円も上がると倒産しますということを主張されているわけですから、そういう会社が予測でどれぐらいあって、結果としてどれぐらいあったかということを聞かせてもらえれば、そこの根拠が分かれば、僕らももっと論議して対応したいと思います。アンケートは私たちも取ろうと思いました。八百数十円の水準で生活できますかというアンケートを取れば、90～95%くらいの人たちは生活できないと答えます。アンケートは絶対数ではないその人の感覚で結果が出ます。アンケートの内容はそのとおり、社長が今どう感じてらっしゃるのかもそのとおりと思いますから、そこは全く否定しませんが、それをすべの根拠にされるのならば、それは鵜呑みにはできないかなと思います。

部会長

ありがとうございました。

確かに、おっしゃるとおり去年までは 1 円でも上げれない、払えないとか、そういう話がメインだったと思いますが、少なくとも、今年の金額提示におきましては、そこではなく、あくまでも消費者物価指数ということで、議論を立てていらっしゃいますので、そういう意味では昨年までのスタンスと今年のご主張というのは変わってきているのかなと考えております。そして、消費者物価指数に基づいてもこの程度だから、このぐらいじゃないのかという使側の主張だったと思います。

あと、公益のお二人の先生からご質問をいただいて、お答えをいただいたうえで、もう一度全体に戻って、お話をしたいと思います。

本田委員

定性的な議論ではなく、パーセントを踏まえた数字が出ているので、それで話を寄せていこうと思えば、先ほど猿渡委員が触れられたように、軽減策の補助の１％分を割り戻して 4.5%とかにならないのか、みたいな議論が労側としてする余地があるのかとか、4.5%だと目安に近づきますから、あとその 53 円は組合が組織されているところの数字なので、その地域において正常事業を行っているところの通常の支払い能力としては、いわゆる高い水準かなとは思います。一方で４表だと割合が低いので、４表に寄せるのもなとは私も思いますので、そこは、有期短時間契約等労働者のところをきちんと見ましょうというのは分かりますが、組合がきちんとあるところが「通常の」と言っていいのか、それよりも、中小と一括りしても、小規模とか零細とかが熊本の経済状況だと多数を占めているならば、これに寄せるのは簡単ではないのかな、というところを私としては問題意識として持っているので、先ほど言ったようにこの 3.5%に１％を戻してとかいう議論ができたらなと思っています。質問じゃなくて申し訳ないですけど。

諏佐委員

お話ありがとうございます。前回の基本的見解もいろいろなデータが入っていて、大変興味深く拝見しました。ありがとうございました。

今回ご提示のプラス 53 円というところですけれども。先ほどの本田委員のご発言と少し重なりますが、これがあくまでも組合が組織されているところ、基本的にはこれが全国ベースの数字だという話でしたので、熊本の場合というものをお出しいただくことが可能なのかというところが気になったところです。

猿渡委員

私どもの 53 円につきましては全国 80 万人分のデータでございます。これは熊本のデータはございませんので、熊本のは出せません。

なぜこれを持ってきたかというと、熊本県は低いと私たちも思ったのですが、４表の③を中賃でも使われていますけど、これではＣランクの方が高いという結果が出てましたので、これを持ってきてもいいのではということで、今回はこの 53 円を使わせていただいたということです。

部会長

ありがとうございます。

それでは、今日はそろそろ時間がおしてきてまいりますので、公労協議はここまでとさせていただいて、今日２回目の金額提示は可能でしょうか。

山本委員

私たちは準備できます。

部会長

使側が難しかったら、労側だけ出すわけにもいかないですよね。

山本委員

私たちが数字は影響率が 27～28%あります。これはちょっと高いとは思いますので、影響率が低いところまで降りることは可能なのかなと思っています。

部会長

その影響率、目安としてはどうですか。例えば去年は18.2とかで熊本はDランクの中でも影響率は低かったですよね。その辺りも含めて、どんな感じの考えですか。

山本委員

53円は影響率が、ここは10円単位の価格帯の幅ではっきりした数字がないので計算をすると26.2%程度になります。それで目安プラス8円ぐらいの900円レベルですとちょうど18%で、そこから目安まで16.9ですからあまり影響率は変わらない。影響を与える対象者は変わらない。したがって2回目提示は、影響率18%の900円で用意はしてきました。

部会長

それでは使側をお呼びください。

第54期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会
第２回　熊本県最低賃金専門部会

公益代表・使用者代表協議

部会長

39円は高すぎですか。

坂本委員

39円も、実際意見の一致ではない訳ですよね。労側には賃金や生計費などのデータがあって、企業の皆さんが我々団体の後ろにいるわけで、我々は漠然とした支払い能力の話しかできなくて、そこに意見の一致をみる妥協点があり得るかというと、目安だけですよね。結果的にいつも目安の周辺でプラス、マイナスいくらという話ですよ。ただ熊本らしいとか、熊本の実態を反映したということからすると、熊本市の物価上昇率でいいのではという気がします。

原委員

本当は、岩永さんもおっしゃったように賃金改定状況でスタートしようと、ただ、それだと18円だったり23円だったりするので、このような目安が出た後で現実的ではないだろうということで、かなり譲って、おもいきっての30円です。使側のスタートとしてはかなり高い額だと思いませんか。

部会長

正直申し上げて、確かに目安自体が高いというのと、それから、Ｃランク39円の根拠が、中賃のほうで地域間格差以外に何も示されてないのはどうなのかなと思いました。今回、事業の支払い能力ではなく、あくまでも消費者物価指数に基づいて金額を提示いただいたので、そういう意味では中賃の最低賃金は消費者物価の上昇を下回る上昇率では駄目なんだというあたりは、きちんと踏まえていただいた上での3.5%だったと思っております。そのうえで、支払い能力という部分ですが、皆さんは第４表をいつもご主張されますが、今回はこれでは低過ぎるということもあって、主張の範囲外にされたと思いますが、労側は、基本的見解を見ると支払い能力というものについて、求人がいくらで出ているかという実勢賃金ですね、この辺りを非常に支払い能力として見て、主張されているなという印象があります。この辺りから見ると確かに実勢賃金っていうのは、労側も基本的見解の方で一覧

が出ておりましたが、中小を含めてかなりそれなりの額が出ているということが一点と、私の理解では、相対的に３名の中では原委員の所が小規模で大変なところが１番多い所ですよね。そこで、原委員が詳細に取ってくださったデータを見ていましたところ、７ページや14ページを拝見すると、確かに引き上げなくてはいけないところがありますが、非常に規模が小さい所でも、例えば７ページ、「最低賃金を下回る従業員はいなかったので引き上げをしなかった」という所が既に６割を超えているわけです。それから14ページで「仮に890円まで引き上げられたらどうか」それも６割の方が「下回る従業員はいないので引き上げはしない」と回答されているわけです。でも、このデータをどういうふうに使いどういうふうに見るかという問題ももちろんありますが、例えば支払い能力という観点を実勢賃金で考えるのであれば、中小であってもすでに最低賃金を上回る、しかもある程度引き上げても影響しない程度の実勢賃金にあるということになってまいりますので、この支払い能力、実勢賃金という関係についてどのようにお考えになるか、使側にお伺いさせていただければと思います。

原委員

グラフの見方で大分違うと思います。やはり私たちとしては、最低賃金をかなり上回って支払ってる事業者の割合は確かに違いないですが、14ページで言えば、890円になれば約３割、29%が最低賃金を下回るので引き上げる必要がある。やはり中小・小規模事業者の厳しいところを見てほしい、毎回言ってますが、そういう事業所ほど地域にはなくてはならない事業者ですので、そこを見ていただきたいということ。

せっかくこの資料をご紹介いただきましたので、５ページに戻ってもらうと、「今年賃上げの予定はない」というのは半分が答えてますし、６ページでは賃上げ予定と答えたところも、積極的に５%以上とか４%以上とかありますが、おそらくこの円グラフの重心は３%から３．５%ぐらいのところが、実際今年引き上げた、引き上げる予定という事業所なので、それがアンケート調査の対象の支払い能力に当たるのかなと思います。

部会長

「予定がない」をどう見るか。これ５割ですよね、賃上げの余力がないという所と、既に超えているので上げる必要がないという所は、数値的にもかぶってくるところがありますので、そこをどう評価するかというのが若干難しいところかなという気もいたしますが。

坂本委員、岩永委員、この支払い能力と実勢賃金についていかがでしょうか。

坂本委員

仕方なしに上げざるを得ないという、防衛的賃上げと言っていますけど、事業場視察でも、900円で出したくないけど、900円で載せないとネット上の求人検索にかからない、ぎりぎりのところで賃金払って、結果的にどうなったか、店舗を閉めますという話ですよ。倒産したところはないじゃないですかといつも言われるけど、実は相当閉めてるところはあって、このコロナに混じってゼロゼロ融資とか借りまくって生きながらえているわけですね。それが、返済が今度始まるというタイミングで、もう限界ですと言っているところが山ほどあるのも間違いない。ただ、そういう限界のところには焦点を当てるなという中賃の言い方だったので、そうなると手の打ちようがないというか、今まで支払い能力に関して日商が出しているデータも、賃金に関する数字があって、生計費に関する数字がありますが、支払い能力の根拠データとして、国内企業物価指数の上昇などしか日商としても言えないんですよね。それぞれがバラバラになっていて、支払い能力はこのくらいのところが何%あります、とかそういう話ではなくて、だから我々はいつも低姿勢的な表現で厳しいですとか、そういう言い方しかしていなかったので、中賃の議論でもほとんど無視されるという感じになって、消費者物価指数は超えなきゃいけないって言われれば、それがこの最低賃金制度の本質だと言われれば、それに従うしかないという気がしてます。

ただ、この3要素で成り立ってますという話で、支払い能力が耐えられない時は下げましょうとか、そういう議論をしてもいいはずなのに、中賃での議論は、その低い所に焦点を当ててたら賃金が上がらないじゃないか、という発言が出たそうです。上げることを前提に議論されているということからすると抵抗しようがない。基本的にあげる限界としては、言われるとおり消費者物価指数までは我々は呑みましょうということです。

部会長

苦しいところに焦点はあてるなという議論は確かにそのとおりなんですが、やはり平準化しろというのは、苦しいところも、いいところも含めて全体にかかるものですので、そうなると、やはり全体を見ろという話にならざるを得ない。

坂本委員

これは上げなければ法律違反になるわけで、赤字の企業であろうと何であろうと、そういうところまで強制力を持ってあげさせるという法律なので、当然「上げれないけれど上げなきゃいけない」という企業がいっぱい出てくるということを前提に決めるんですよ、中賃の目安は。そうなると、やはりどれだけ支援するかという話になってくるので、私はその支援の方に期待をしていて、支援策を活かすためには期間が必要だと最近は考えています。

部会長

苦しいというのは非常によく分かりますが、全体の経済状況のデータを見ると、熊本県の昨年度と今年のを比べると、日銀、財務局のデータ、企業経営の方も中小を含めて、いずれも上向きになってきているというのはご存知だと思いますし、それから官製賃金というご批判が使側から出るのも致し方ないと思います。しかし、例えば春闘などの労使交渉でも一定程度賃上げが実施されていることを思うと、実態と賃上げの流れは、無理やり行政が介入しているという側面だけでは論じ尽くせない部分もあるのではないかと思います。それから先ほど坂本委員会から防衛的なというお言葉もありました。中賃の方でも確か議論が出ており、私の言葉ではありませんが、この防衛的な賃上げという言葉については、事業を実施するためには労働力が必要不可欠だと、その労働力を確保するために賃上げをすることは、むしろ労働者自身というよりは企業の存続のために当然しなくてはいけないことであるし、労働者を雇って事業をする以上は、企業には社会的な責任が伴うと、こういう観点からすると、後ろ向きに防衛的な賃上げというのはいかがなものかという意見がありまして、その後、使側もこの見解を引っ込めている感じがあります。

これらを踏まえまして、目安より低い３０円というのがどうなのかなというところですが、私の方からは以上で、本田委員と諏佐委員の方から引き続きお話をしていただければと思います。

本田委員

例えば、熊本市の直近の物価指数3.5%にして、最後まで乖離したままで、最後は公益で出して決まるんでしょというよりは、どうにかして議論をして数字を出していこうという姿勢を見せていただいてありがたいのですが、この3.5%は、光熱費の負担軽減などの影響を受けての3.5%なので、軽減が９月までと現時点でなってることを考えたら、最賃の発効が秋以降であることを考えると、１%程度戻して4.5%ぐらいの数字で議論できないのだ

ろうかというところを１つ考えたりはしました。ただ、その政策が継続されるかどうかもわかりませんので、１％足す根拠はどこですかと言われると特にありませんが、今の時点では９月までとなっているので、4.5％で計算すると多分38.何円や、39円の目安に近づいてくるだろう。もし数字をあげるとすればですね。それから、地域別の最賃も組織がなされてなくて、交渉力のない労働者の賃金を国が積極的に介入してあげていく仕組みであるなら、有期や契約短期の労働者について、春闘の結果を踏まえた労側の意見に寄せて数字を考えるのもそれなりに説得力があるのかなと思う。３つ目が、実際に「853円では人は来ないから、やむなくそれを上回る数字で募集をかけるんです。」というのを今回、事業場の視察でも話を聞いたり、実態としてもあると思いますが、最賃がどうあれ高い賃金を払わないと人が来なくて困っています。私が知っている会社でも、募集しても来ないから派遣会社に依頼して、結局は直接賃金を払うよりも高いコストを払って調達するような状況にあるというのは聞くところです。その問題に対する解決策というのは、直ちには労働人口が増えるわけではないので、他県に行かず熊本に残ってもらうとか、熊本に行こうと思ってもらうというところがある。まあ、それは他県の犠牲の他ならないので、自分さえよければいいのかって言われると困りますが。そうやって働く人が増えると、結果として最低賃金はどうあれ、賃金をすごく高くしないと人が来ない苦しみというのが結果、解消する部分もあったりするのでは。短期的には結果は出ないのでしょうけれども、九州の中では福岡に次いでみたいなところを明確に示していけるなら、結果として高卒の県内就職者数の割合が増えたりとか、そうすると労働者が増えて、結果として人手不足に対応するために高い賃金にあえぐ、といったことが緩和される部分もあるのではないか、それを、今苦しい中でやれと言われてもということなのでしょうけれども、これからのことを考えたら、全国最低の熊本と評価されるよりは、少し出ていたほうがいい。その出てた数字を実現するためには、10月１日にこだわって先行しないのが大事でしょうという話になるのかな、そんな３つのことを考えていたところです。

原委員

そこは、本田委員がおっしゃたように、地域間格差というか、熊本の立ち位置をどう考えるかで、ＴＳＭＣも来ていて、なのに全国最下位かと言われるのも経済界としても辛いのですが。じゃあ、協議の順番なのですが、去年を見たら、10月１日発効は九州は熊本だけです。ここ７、８年熊本は10月１日が続いていますが、必ず他県は熊本を参考に追いついたり、大分は追い

越したりとか、イタチごっこみたいなことをやっているので、たまには他県の状況を見極めた上で、発効日も絡んできますが、熊本をどうするかという議論もあっていいかなと思います。

部会長

そしたら例えば他県が、目安どおり出したら、30 円をプラス９円大幅に引き上げることになりますけど、それに納得感ありますか。

原委員

納得感はありませんが、さすがに単独最下位になるようであれば、この熊本の位置付けとしてどうかと思います。他県はそれを今までやってきていますので、単独最下位にならないように追いつけ追い越そうと、熊本がせっかく先行しても、基準値になってしまっているので。

協議は今週のあと木曜と金曜で、そこまでやっていくと、月曜日の本審になってしまうと、この前お尋ねしたように、10 月１日発効が動かせないと毎年の繰り返しになるのかなと、そこは公益委員もお考えだとは思いますが。

本田委員

39 円足して 892 円になっても、事業場視察でも聞いたとおり 895 円とか区切りがいいところの金額になってしまうなら、それを考えるとよそを見てというのもありかなと。

原委員

毎年、いろいろ議論しても目安どうりとか、目安が精１杯と今でも思っていますが、必ず上積みが２円、３円とかもありますし。

今年は中賃もかなり中小・小規模事業者のことを考えてくれていて、価格転嫁とか、業務改善助成金とかの周知が必要だということを出せばいいと思います。小規模事業者は助成金を知らないとか使えていない小規模事業者に周知するためには、今までの発効日からプラス１週間とか 10 日とか、少しでも長い周知期間を確保してほしいというのは、１つの我々の思いです。

部会長

例えば、データを持ってくると、去年は 18.2%だったんですよ影響が、それもＤランクの中では低い方でしたよね。だからもっとあげられたので

はという議論がありましたよね。そこで、今年 18.0 を見るとちょうど 900 円ですよ。そして、ここがちょうど格差で、次が 25.3 で先ほど言ったように事業者が区切りのいいところで賃金を支払うなら 892 円だったら 895 円とか、結局 895 円か 900 円かということになるので。

坂本委員

熊本市内の実態は 900 円じゃないと誰も求人検索をしてくれないという話でしたが、この前データを示したとおり田舎は全然違うわけですよ、もともと所得のベースが 1.4 倍くらいの開きがあったので、そこからすると本当に違うわけです。

部会長

熊本県の生活にかかる費用のデータを見ると福岡より高いんですね。

坂本委員

東京と同じ生活をしようとしたら、熊本の方が費用が掛かるかもしれません。だから、田舎に行けば行くほど、こんな生活しているのと思うかもしれない。

諏佐委員

基本的見解を伺いまして一つお聞きしたいのが、原委員からデータを、売上高についてはお示しいただいていますが、経常利益のデータはお示しいただいていません。７月の本審時の資料で日銀から提供されている日銀短観の経常利益を見ますと、売上高経常利益率は 2023 年の下期計画では、熊本の全産業は全国よりも高いですよね、先ほど岩永委員から、[redacted]のデータで 15.7 が 7.4 に減ったということですが、7.4 でも全国が 5.90 で、見通しでも熊本の場合 6.28 ということは、経常利益の全国との割合は見通しだけでも高いということですよね。厳しいとおっしゃられることはわかりますが、利益率は全国よりも高いという見通しが立てられているところを、どのように説明していただけるのか。皆さんのほうで経常利益の実態についてデータか何かお示しいただけるのか、というところが一つ気になっているところです。それと、前回坂本委員から、熊本県内の地域間格差のお話をいただきました。実態として県内でもいわゆる北部と南部で南北差、格差があるというのも、そのとおりだろうとは思います。それは私も認めますが、一方でこの最低賃金法の建前で言うと、全国一律じゃなく各地域に分けて決定するという建付でいくことにして、結局そこで格差を見ているのだか

ら、そこから更にと格差の話をしていくと切りがない、ということも理解できるのではないかと思います。なので、現在、地域別にしている事が良いか悪いかというのは置いておきまして、建前でいけば地域ごとに格差を見ているので、さらにその地域内の格差まで見ていくというところまでは、残念ながら考えていない、という法の建付けになってしまうのでは、というのが私の理解です。実態の話は確かによく分かります、自分の実感としても分かりますが、そこはなかなか汲みづらいのかなという気がいたします。ただ、その上であくまでも労側が出してきた基本的見解の中にありました、天草のパートの募集の賃金というデータ、あれも私の方で平均値と中央値をとったところ、天草のパートの一番最低限の実勢賃金募集は平均で970円、中央値で900円なんです。天草は一つ頭を抜けて高いところがありますので、平均が高くなってしまいますが、中央値でも900円です。というところを見ますと、結果的に、天草を見るのか人吉を見るのかでまた違ってくると思いますが、その建付けを無視して実態は必要なので、実態を見ても結局実勢がそうなっているというところは、冒頭で部会長がおっしゃった労側の言っている実勢賃金のことも一つはあるのでは、ということも考慮せざるを得ないというところです。なので、最初に申し上げた一つとして気になるのは、経常利益に関して、私としては営業利益の方が気になりますが、営業利益であれ経常利益であれ、データというものをお示しいただくことができればというところです。以上です。

部会長

ありがとうございます。今の件につきまして、原委員お願いします。

原委員

お示しした調査ですが、確かに、この調査は売上高の方が事業所さんに聞いて早く答えも帰ってきますし、利益まで聞くと分析など時間もかかりますし、ご負担もかかりますので売上高に注目して調査してまいりました。ただ前回調査の２ページ目に、売上利益の影響を合わせて聞いた中では、確かに価格転嫁等で売上高は増えてるが、利益は横ばいかマイナスになっている、というのはちょうど５割いらっしゃるので、それが実態ではないかと、価格転嫁で表面上の売り上げは伸びているけど、利益は伸びてないという私どもの調査では一つのデータだと思います。

諏佐委員

ありがとうございます。

２ページのところは私も注目していました。ただ見出しが、原油高、等とはついていますが、専ら原油高を加味した場合の話なのか、一般的な話としてどうなのかというので躊躇していました。それと、先ほど言い忘れていたことですが、次の３ページのところで、価格転嫁ができていないと、できていたとしても不十分なんだというところ、この話は非常に重たいと思います。これは中小企業庁、あるいは公正取引委員会、あるいは帝国データバンクとかが示しているいろいろな調査結果見ましても、転嫁できていても実質的に約４割ぐらいしか転嫁できていないんだという事実があるのは、それは確かに重たいと思います。私の専門が独占禁止法、下請法という法律ですので、その価格転嫁ができない、下請け側が圧力を受けて転嫁できないということが、下請法上の買いたたき、あるいは代金減額、あるいは優越的地位の乱用という違反行為に該当するのであれば、そちらに持っていく努力も一方ではしていただきたい。それは簡単ではないということはもちろんわかりますが、理屈上はそちらの努力も是非していただきたいなということです。先ほど言い忘れていました。

原委員

ありがとうございます。

商工会の小規模事業者の実態としては、確かに元請下請の関係での価格転嫁しづらいところもありますが、理由を聞くと、地域は地域で競争相手がいて、なかなか自分だけ値上げしたら、これまでのお客さんが逃げるのではないかとか、飲食店とかはずっと常連さんが来てもらってるので上げにくいとか、そのような地域ならではの事情もあるのかなと思います。

坂本委員

地域間格差の話ですが、我々は熊本市内に住んでいて、熊本市内の感覚でついつい話してしまうので、田舎があるということも思い出しながら議論しましょうという趣旨です。地域間格差に配慮する必要があるなと思っています。我々の 1,000 円と田舎の 1,000 円が若干思いが違うということがあります。

それと取引価格の話になってしまいますが、最低賃金の話で中小企業の支払い能力がないという話。それが行き着くところ、労働分配率の５割対７割８割という話になってしまっていて、支払う原資さえあれば払うんだけど、原資を作るためには適正価格取引だ、だけど、そこは市場なのでそうはうまくいかない、というのを国が強制的に介入して支援してくれる話が出ているんですが、なかなか難しいと思います。なので、本当は国が支援政策

や適正価格取引だとかに金を使わなくていいような、自由市場に任せて、この最低賃金についてこられなければおかしい、というくらいの最低賃金にしてしまえばという考え方もあります。今はついてこられないところには支援するという仕組みになっているので、支援する幅が非常に大きくなっているわけです、二極化していて。そしてそういう企業に対して支援策をいろいろ打ち出しても有効に活用されないという実態がありますので、その準備期間をちゃんと設けて周知するべきというのが、日商が申し上げていることです。

原委員

令和４年に発効した、現在設定されている853円と、ちょうど10年前の平成24年は653円でしたが、わずかこの10年間で200円最低賃金が上がっていますが、この間を振り返ると、ここ１、２年は物価高とか言っていますが、デフレが続いてる中でも、コロナの中でも上がってきたりして、この10年間で200円、年平均30%上がっているんですね。年平均でも30%前後上がってきているというのは、かなり最低賃金は改善されてきたし、それに協力してきたと思っています。

部会長

それは、分かりますが、今のグローバルな時代に日本の賃金は低すぎて太刀打ちできない現状ですよね、外国人労働者にしても、もう日本には来ないと言い、私たちも海外には行けないですよね。そういう状況を見据えなくてはいけないというのが一つ、それと、先ほど坂本委員があげられれば上げるんだ、労働分配率を上げて、７割でも８割でも変換しているんだけど、自由市場に任せてればそうするのにとおっしゃったけれど、日本の企業の場合は内部留保があったりして、結局それがうまく回っていなかったから、強制的にこういう形で行政が介入しなければ、賃金の低廉な労働者というのが現実に生まれてしまったということが、制度ができてきた背景としてあるわけですよ。あの性善説にのって坂本委員がおっしゃるように、余裕があればできるだけ労働者に還元しようという使用者ばかりであれば、そもそもこんな制度は不必要なはずですよ。

坂本委員

決してそこまでは言っていなくて、約60年前にそういう趣旨で作られたかもしれないけど、大企業は労働分配率５割、中小企業は７割８割出していますが、なぜ大企業が５割で済んでいたかというと、最低賃金があり、最低

賃金近傍で賃金を払っている中小事業者があって、その周辺で安く単価を抑えさせるために、自分のところの給料をあげないで来たわけですよ、労働分配率５割くらいで、そしてＴＳＭＣが出てきて、それに対抗していきなり３万円あげられるんですよ。大企業はそれぐらいお金を潤沢で持っていて、労働市場に開放されていれば、労働力の話や、賃金が上がっていた話が、最低賃金のおかげで中小企業は助かった話ですが、最低賃金のせいで大企業はどれだけでも内部留保してきたという、最低賃金制度の本質的な検証をすべきだなと思っているんですけど、この場の議論とは関係ないのであまり言いませんが。

部会長

でも、そこも含めて議論はしていかなくちゃいけないので、まあ難しいところですね。

そしたらですね、今度は公労で話をしてみたいと思います。

第54期（令和５年度）熊本地方最低賃金審議会
第２回　熊本県最低賃金専門部会

１　日　時　　令和５年８月１日（火）　14時30分～16時30分
２　場　所　　熊本地方合同庁舎Ａ棟10階　大会議室
３　出席者
（公益代表委員）　　倉田委員、諏佐委員、本田委員
（労働者代表委員）　　猿渡委員、西　委員、山本委員
（使用者代表委員）　　岩永委員、坂本委員、原　委員
【事務局】　東労働基準部長、柴田賃金室長、中野専門監官、堀田専門監督官

４　議　題
（１）金額審議
（２）今後の審議日程

５　議事内容
室長
ただ今から、令和５年度第２回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。
お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
それでは以後の議事について、倉田部会長に進行をお願いいたします。
部会長よろしくお願いします。

部会長
よろしくお願いします。
まず、今回は目安が示されない中で皆様に基本的な見解をお示しいただいております。
共通事項として今後の資料になりますので、簡単に確認をさせていただきます。使側といたしましては、人手不足等もあり賃上げが必要なことは十分認識している、ただし、企業コストの上昇や倒産件数の増加もある中で、特に中小企業の支払い能力や、県下の地域間格差にも配慮の上、第４表や影響率等も勘案しながら、納得感のある審議を行いたい。というのが、基本的見解の総括ということでよろしいでしょうか。

使側委員　はい。

部会長
労側といたしましては、最低賃金近傍で働く労働者の生活保障や地域間格差の是正の実現を目指して、賃金相場の実情や求人の状況、消費者物価の高騰などを勘案しつつ、法の目的にかなった水準となることを目指した議論を行いたい。という理解でよろしいでしょうか。

労側委員　はい。

部会長
ありがとうございます。

双方の基本的見解を拝見いたしまして、今後、具体的な審議に入りますが、いずれの基本的見解についても、法律に定めている考慮要素に基づく主張であると受け止めていますが、先ほどマスコミ対応で申し上げましたように、それぞれの要素は何に基づいて考慮するのか、ということについては労使間で意見の相違というか、開きがあるように理解しています。この後、３要素に基づく具体的な議論にあたりましては、今申し上げたようなことも踏まえ、要素にかかる考え方の相違についても相互理解を深めるような形で議論が進められればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から定足数の報告をお願いします。

室長

本日の委員の出席は、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名で委員総数９名中９名の委員に御出席いただいていますので、最低賃金審議会令第６条第６項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

部会長

ありがとうございます。それでは金額審議に入りたいと思います。

先ほど来申し上げておりますように、Ｃランクの熊本は 39 円という目安です。前回、基本的見解を示していただきまして、簡単に私の方で総括をしましたが、金額提示の前に基本的見解につきまして、労使双方から質問とかありますか。それとも金額提示の後でよろしいですか。

はい、それでは西委員の方からご質問をお願いします。

西委員

使用者代表側３者の基本的見解を出していただいた中で、坂本委員の見解の中で確認というか、教えていただきたいところがあります。

前提の中の２.で「最低賃金制度を賃上げ実現の政策手段として用いることは適切ではないこと。」という記述がございますが、これについて、もう少しどういった意味なのか教えていただけると幸いです。

坂本委員

これは日商も、私もこの場で言い続けていますが、最低賃金を決めることと、賃金全体を上げていかなければならないという話が別にあり、賃金を上げたいというのは国民の １ 人として当然思いますが、賃金を上げるための方法論が最低賃金を上げるということにかなり期待しすぎではないか、最低賃金を上げれば全体の賃金が上がると思っているような気がしてならないのです。例えば[redacted]がやってきました、1,300 円です、その後ＴＳＭＣです、280,000 円です、というのに反応して上がるわけですよね。全体の賃金を上げる政策というのは、最低賃金でその生活に貢献するような所得、その水準の賃金を上げていくということだけで、全体の賃金が上がるのかと言われると、10 年間ぐらいあんまり上がってきませんでした。本来の「賃金を上げる政策」というのは別にあり、それらを積極的にして賃金が上げられるような、全体の循環ができるような施策をしっかり行っていくべきだということです。この最低賃金のみというか、最低賃金を賃金上昇実現の手段として、報道でもそういう取り扱いをするし、最低賃金を賃金上昇

の話のようにしていますが、最低賃金というのは最低賃金法に定めてあるとおり、労働者の生活をまずしっかり守らなければならないという話なのです。本当は最低賃金で働く人や、働かなければならない人の数を減らしましょうといった議論もあっていいんですが、みんな最低賃金が決まれば、その辺の水準で雇っておけばいいんだといった話になってしまうじゃないですか。そこが賃金政策としての最低賃金制度というのは、使い方として間違っているというのをいつも言っているところです。ご理解いただけたでしょうか。

西委員

ありがとうございます。

部会長

他に基本的見解につきまして、労使双方ご質問等がありますか。
坂本委員お願いいたします。

坂本委員

私が出している見解で、データによる明確な根拠のもと納得感のある審議という中で、支払い能力はバラバラなので平均という議論はあまりしない方がいいのでは、というような基本的見解を出してます。大企業と中小企業の支払い能力は大きく乖離しているので、そのようなことを言っているのですが、今回中賃の目安を見ましたら、例によって「個々の企業の賃金支払い能力を指すものではなく」とあります。分かっていますが、だからといって平均で議論すべきではないと私は思っています。

中賃の委員で出ている日商の委員の話によれば、全国会議の中で「データというものは平均を取るのだと」いう発言があり、公益委員の考え方というのは、この支払い能力というのは平均的なものでいくのだ、というような話をされた、ということです。ということは当然支払い能力の限界を超えるような、そういう企業がいっぱいあることを前提としてこの目安が出ている、ですので支援政策をという話がいっぱい出ています。そして、この支援政策をするに当たっては、８月から発効する 10 月の間ではなかなか対応が難しいので、日商としては１月とか４月に発効をという案を出しています。ただし、この話はこの場ですべきではないと思っているので、これは国に対する要望としてやっていきますし、なぜ１月がいいかというと、12 月になって、最低賃金が上がった分だけ労働時間を自主的にやめられる方々がいらっしゃって、労働力ひっ迫の一因にもなっているという現実がありますから、できれば制度自体が１月でもあるような制度とかにしてもらうといいなという気がしております。

部会長

ありがとうございます。これは、労側に対するご質問というよりは、発効日の関係でどうするのかという従来からの問題提起と就業調整の問題ですよね。それらに係る話でしたが、今ご指摘がありましたように、この場ですぐにこうしましょうという形で、国の枠組みを決められるわけではありませんので、地域別最低賃金審議会としてもこの点についてはどう考えるのかということは踏まえつつ、しかし地域で決められる範囲での賃金の話をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは時間がちょっと遅れていますので、ほかにもご質問等があるかもしれませんが、まず金額提示をいただきまして個別にもう少し深い話をできればと思っております。

では、個別協議不要ということですので、早速金額提示に入っていただきたいと存じます。今年度は、基本的見解の表明と同様に使用者側の委員から金額提示をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

岩永委員

発表させていただきます。

先ほど話がありました中賃での内容、公労使それぞれの言い分等はいろいろはっきりと分かったところです。私共も前回の基本的見解表明の中でも触れておりますが、データ、特に4表のデータ、この辺も重視して話をしたいと考えておりました。それでいきますと、4表の賃金上昇率、男女計、一般パートいずれもCランク 2.1%という数字です。これで計算しますと 18 円という数字になります。もう一つ、継続勤務の4表③ではCランク 2.7%という数字です。これを用いますと 23 円ということになり、この数字を提示しようと私たちも話し合いをしましたが、やはり消費者物価指数ということが非常に強く言われておりますので、6月の熊本市の消費者物価指数、生鮮食品を除く消費者物価指数ですが 3.5%でしたので、それを乗じますとちょうど 30 円ということになります。発表されましたCランクの目安には残念ながら届きませんが、いろいろと厳しい要素があることを鑑みて、我々としましては 3.5%をかけて 30 円という数字を提示したいと考えております。以上です。

部会長

ありがとうございます。

続きまして、労側委員から金額提示をお願いします。

山本委員

少し考え方も含めてご紹介をしたいと思います。

春闘におきます有期・短時間・契約等労働者の賃上げ実績額がプラス 53 円ということでしたので、それを適用してプラス 53 円の 906 円を提示させていただきたいと思っています。

その考え方は、基本的見解でも示しましたとおり、私たちは連合がこれまで調査をして導き出していますリビングウェイジを強く意識しています。

そのリビングウェイジでは熊本県内において単身の方が生活していくには、自家用車を保有しない場合でも 1,030 円が必要であると、私どもでは試算をしております。現在の熊本県最低賃金は 853 円ですから、リビングウェイジとは 177 円もの差があります。最低賃金近傍で働く人たちのことを思えば、一刻も早くその 177 円は埋めないといけないという考え方には変わりはありません。しかしながら、一気にリビングウェイジの 1,030 円に引き上げるプラス 177 円という提示は、これも現実的ではないと考えております。当初、向こう3年間をかけて何とか到達できる額として、先ずはプラス 59 円の 912 円ぐらいでどうかと、その流れを3年間継続させてリビングウェイジに到達させたらどうかと考えたところですが、中央最低賃金審議会で目安額 39 円と示されましたので、さらに検討を深めてきたということです。繰り返しになりますが、私たちは最低賃金近傍

で働く人たちの多くが、有期・短時間・契約等労働者と現実的に近いと考えておりますので、今春闘の引上げ額を最低賃金額に積み上げることが現実的で、合理性もあるのではないかと考えたところです。それがプラス53円の906円いうことでございます。

考え方を追加で申し上げますが、仮にこの水準であったとしても九州でいえば福岡県との地域間格差が未だに大きいということがあります。それから消費者物価指数1パーセント程度を押し下げていると言われていますが、電気ガス価格の激変緩和対策事業は9月末までで10月以降がまだはっきりしない、こういうことも視野に入れなければいけないと思いました。何よりも、この水準であっても、フルタイムで1年間働いても年収190万円にも満たない水準であり、私たち労側からすれば、本当にこの水準が最低賃金近傍で働く皆さん方の生活のことを考えてのものなのか、と自問自答をせざるを得ない水準でしかないと思っています。ＴＳＭＣ参入によって労働力が流出しているという実態があります。既存の熊本県内の企業の賃金水準を全体として引き上げることも、そこに寄与していると一部では考えていかなければ、人手不足も加速していくのではないかと考えたところです。以上、熊本県にふさわしい最低賃金ということでご提供させていただきました。プラス53円、906円ということです。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

労使それぞれご提示を確認いたしますと、使側としては、6月の熊本市の消費者物価指数3.5%を勘案して30円を、目安には到達しない額ではあるが提示したいということでした。労側としては有期・短時間・契約等労働者の春闘における引上げ額、プラス53円を前提として、リビングウェイジにふさわしい賃金としてプラス53円、906円をご提示いただきました。というところですが、労使それぞれお互いの掲示額につきまして、現時点で何かご質問、あるいは御意見等ありましたらお願いします。

岩永委員お願いします。

岩永委員

確認です。有期雇用のところ53円というところをもう一度教えていただけますか。

山本委員

基本的見解の資料の33ページに出されています、全国の連合集計の下の段の52.78円という加重平均の結果が出ていましたので、この52.78円を提示したらどうか、同等程度は引き上げて十分価値はあるのではないかという根拠になっています。

岩永委員

ありがとうございます。

部会長

ほかに、意見等ありますか。

岩永さんどうぞ。

岩永委員

意見ではないのですが、資料の 1 つとして、[redacted]という団体があります。そちらでも調査をされていまして、結果を説明したいと思います。

5月 15 日から6月9日に調査されて、会員の中で 176 社からの回答、平均の従業員数は正規の従業員で 24 名、派遣、アルバイトを合わせた数が約 15 名、そういった企業へのアンケート調査ということです。簡単に言いますと、業況、売上高としては各社とも非常にD.I.も増えているということでした。ただ、経常利益のほうがD.I.としては15.7だったのが 7.4 とか半分近くにまで、利益の分は減ったというアンケートが出てます。それから資金繰りに関しては悪化して、D.I.が 5.0 だったのがマイナス 5.8 ということで、10.8 ポイントほど悪化したということでした。あと経営上の問題として、1番皆さんが気にされてるのが、1つは仕入れ価格の上昇、これが約5割だったそうです。それから2番目に高い項目が従業員の不足が 43%ぐらい。3番目が人件費の増加が 32%でいずれにしても人に関する項目が大きな問題点になったということです。

それとコロナ禍で非常に厳しい状況にあったところを対象に 2021 年の 4 月から伴走支援型補償とか、今年の 1 月からコロナ融資借換保障、こういう制度の認知度について調査をされたそうです。それを知っている、使ってると答えられた企業は約4割だったそうです。逆に制度を知らなかったという企業が6割もあったということです。そういう資料が出されているという報告をしておきます。

部会長

ありがとうございました。

他に、基本的見解について今の時点でございますでしょうか。

それでは、基本的見解を出していただきましたが、まだ隔たりが随分大きいということもありますので、公労、公使協議というのを行いたいと思います。

先ず公使協議を先にさせていただいて、後に公労協議をさせていただきますので、事務局は労側委員を控え室にご案内ください。

部会長

お待たせいたしました。

本日第 1 回目の金額提示をいただきましたが、第2回目の金額提示は可能でしょうか。

労使委員　　次回でお願いします。

部会長

分かりました。それでは本日ご提示いただいた金額におきましては、随分と隔たりがございます。次回開催まで日が短いですが、今日の議論を持ち帰っていただき、ご検討いただきまして、次回もう少し歩み寄っていただきますようにお願いをできればと思います。

それでは最後に、本日の専門部会の議事録および資料についてですが、金額審議にかかりますことから非公開とするのが妥当と思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員　　異議なし

部会長

それでは今日の専門部会の議事録および資料に関しましては非公開といたします。
続きまして、次回の審議日程を事務局からお願いいたします。

室長

次回、第３回の専門部会になります。８月３日木曜日、13時30分から、会場は同じくここ、10階大会議室でございます。

部会長

次回、２回目の金額提示です。皆様、歩み寄りという形でぜひお願いできればと思います。それでは本日の専門部会の審議を終了いたします。
お忙しい中、長時間ありがとうございました。

令和５年度新潟地方最低賃金審議会
第３回新潟県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和５年８月４日 13時30分～17時30分	公益３/３ 労働者側３/３ 使用者側３/３

○主な審議事項

１　最低賃金の改正について

・公労、公使別に別室にて個別協議を行い、金額審議を実施した。

・公益委員より労使双方に歩み寄りに向けた議論を促すも開きが大きく、合意に至らなかった。

・公益委員案を労使双方に提示した。

・令和５年８月７日午前開催予定の第４回専門部会では公益委員見解案を提示し採決まで何とか進めたい。

２　答申の有無

・無

３　今後の見通し

・令和５年８月７日午前の第４回専門部会において、公益委員見解により採決できれば同日午後の第３回本審での採決により、改正答申をいただく予定である。

※公開状況：傍聴人２名

第３回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

１　日　時　　令和５年８月４日（金）10時00分～18時10分

２　場　所　　山口地方合同庁舎２号館　５階共用第一会議室

３　出席者　　公益代表委員　　３名
　　労働者代表委員　　３名
　　使用者代表委員　　３名

４　議　題
（１）金額審議について
（２）山口県最低賃金の改定決定に係る参考人意見について
（３）その他

５　議事概要
（１）　金額審議について、労働者側から
・　最低賃金法第９条２項に基づく３要素のうち、「賃金」について、令和５年の春闘の賃金引上げ率は全体で3.79％、300人以上の企業の賃金引上げ率は3.91％となり高水準である。また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-３％となっており、物価上昇率が賃金上昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年１月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が10月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が１％を超え、4.6%以上になるおそれがある。

また、８月以降も食料品を中心に値上がりが予定されているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなると予想される。最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果（中国財務局山口財務事務所)」によると、令和５年度の経常利益は前年度比35.1％の増益見込みと支払い能力は担保されている。

・　県内の若者の転入超過率（2022年）が-4.4％と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。

・第２回専門部会で提示した引上げ額44円の主張については、今回、中小企業・

小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43円に歩み寄りたい。

との主張がされた。

（２）金額審議について、使用者側から

・　労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約100社であり、この約100社の内訳は大企業24社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は－26.6%、中小企業の経常利益は－16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。

・　原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。

・　労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率2.79%が３要素を最もよく考慮したものであると認識している。

・　再検討した結果、昨年10月から本年６月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率2.79%にこれを加算して導いた37円を再提示する。

・　発効日については、部会長から説明があったとおり、10月１日発効が本当に適当かという点について本質的議論を行う必要がある。10日１日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていきたい。

との主張がされた。

（３）　参考人からは、①近年の大幅な最低賃金の引上げに伴い、スーパーマーケット全社のパートタイマー3,200人のうち、「年収の壁」超過を回避するために、12月に時間短縮を余儀なくされた労働者は全体の約半数の1,650人である、②このうち５時間以上労働時間を短縮した労働者が全体の４分の１の828人存在し、年末の繁忙期に各店舗での業務運営に支障が生じている等により、最低賃金の発効日を１月からの実施として欲しいとの要望がなされた。